

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 727 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 727 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 8 年 3 月 19 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 8 年 3 月 19 日（木） 午後 3 時 15 分～午後 3 時 45 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	惠子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

委 員	14 番	稲葉	きみ子
	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

- ・農業委員会事務局

事務局長	深谷	一紀
事務局主査	下谷	敏信（会議書記）
”	花田	佳明（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 727 回）

令和 8 年 3 月 19 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
4	報告 3	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
5	報告 4	大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選定について	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 4 条の規定による許可申請について	
8	議案 3	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
9	議案 4	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	
10	議案 5	農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）	
11	議案 6	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	
12	議案 7	基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画変更）	
13	議案 8	大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について（農業経営改善計画）	
14	議案 9	大府市青年等就農計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について（青年等就農計画）	

事務局長 ただいまから第 727 回大府市農業委員会総会を開会いたします。
大府市農業委員会会議規則の規定に基づき、久野会長に議長をお願いいたします。

議長 ただいまから第 727 回大府市農業委員会総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員におかれましては、本日 13 名全員にご出席をいただいておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただいております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。報告は以上です。

議長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。
それでは議事に入ります。
始めに、日程第 1 会議書記の指名について、本日の会議書記には、農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 次に、日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条の規定による届出について』から、日程第 5、報告第 4 号『大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選定について』までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条の規定による届出について』から日程第 5、報告第 4 号『大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選定について』までをご説明いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号『農地法第 5 条の規定による届出について』ご説明いたします。

市街化区域内の農地において、権利の設定または移転を伴う農地転用に係る届出で、議案書 1 ページから 3 ページに記載の 6 件の届出を受理いたしました。

権利の内容は、6 件とも所有権移転です。転用目的は、申請番号 1 番が住宅、同じく 2 番、3 番と 3 ページ 5 番、6 番が住宅用地、最後に 4 番が共同住宅です。

報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決により、届出者へ受理通知書を送付済です。

次に、議案書 4 ページをご覧ください。報告第 2 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出 相続等による権利移動について』をご説明いたします。

相続等により農地の所有権が移転したことを届け出るものです。4 ページから 9 ページまでの 10 件の届出を受理しました。すべての届出で、記載のとおり所有権移転が行われたことを事務局において確認しております。

次に、議案書 10 ページをご覧ください。報告第 3 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』ご説明いたします。
農地の貸借契約期間中において、貸付人と借受人の合意により解約が成立した際にその旨を農業委員会に通知するものです。議案書 10 ページから 14 ページに記載の 9 件の通知を受理しました。それぞれ双方での合意により解約することを確認しております。

次に、議案書 15 ページをご覧ください。報告第 4 号『大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選定について』をご説明いたします。
令和 8 年 7 月の委員の改選に伴い、1 月 19 日から 2 月 19 日まで候補者の募集を行い、応募のあった方から推進委員の候補者を選考するため、評価委員会を開催するものです。
その評価委員には、農業委員会委員のうちから、農業委員会が依頼することとなっており、この度 15 ページのとおり、久野会長、鈴木副会長を始め、地区代表の農業委員の方に依頼しておりますのでご報告いたします。
なお、評価委員会は本日の総会終了後に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、農業委員会委員の選考については、3 月 25 日別途選考委員会を開催いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの報告第 1 号から報告第 4 号までの事務局の説明について、ご質問ご意見等はございませんか。

(なし)

議 長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第 6、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 1 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 16 ページをご覧ください。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。
農地法第 3 条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、本委員会で審議し、許可をするものとなります。
16 ページの 1 件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところがございます。申請内容について簡単に説明いたします。
申請番号 1 番の申請事由は、渡し人が高齢となったことと、受人は親族に農地を継承するため、無償で所有権を移転するものです。
申請について内容を確認し、受人が農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
申請番号 1 番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はございません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可すると決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成です。
よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
- 次に、日程第7、議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書17ページをご覧ください。議案第2号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明いたします。
市街化調整区域内で、所有者自ら行う農地転用で、愛知県知事が許可をするものです。本委員会で審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。
本申請は、申請者が自宅を建築することが目的ですが、現在一体利用地に建っている既存の農業用倉庫部分が農地であり、一体的に農地転用を行い、違反転用の是正も行います。
申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、本申請は許可見込みありと判断することができます。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
担当委員どうぞ。
- 担当委員 申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は敷地内集水桝で集水し、汚水・雑排水とともに下水道へ接続するため、特に問題はありません。
- 議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。
(なし)
- 議 長 特に無いようですので、議案第2号を採決します。
本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、付すべき意見はなしと決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成です。
よって、議案第2号は、委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたしました。
- 次に、日程第8、議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』の5件を上程します。
このうち申請番号1番においては、****委員が議事参与の制限に該当するものとなります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書18ページをご覧ください。議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明いたします。
農地法第5条は、市街化調整区域内で、農地転用を行う場合に愛知県知事の許可を要するもので、本委員会で審議のうえ意見を付して、愛知県に進達いたします。
議案書18ページから26ページに記載の5件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員に現地確認をしていただいております。

始めに、議案書 18 ページ、申請番号 1 番からご説明いたします。
申請番号 1 番は、工場建設予定地で事前に埋蔵文化財調査を行うための一時転用です。使用貸借となっております。
申請番号 2 番は、土地の交換によって既存店舗の駐車場を整備するものです。受入者が持つ非農地と渡し人が持つ農地との交換となります。
申請番号 3 番は、贈与による所有権移転で、本申請地の隣に事務所兼住宅を建設する予定で、事務所の従業員及び作業車両の駐車場整備を行うものです。
申請番号 4 番は、有償による所有権移転で、工場とその駐車場を整備するものです。
最後に申請番号 5 番は、使用貸借による住宅建設となります。
以上の 5 件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水計画などについて事務局にて確認し、農地転用許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 始めに、****委員が議事参与に該当する申請についてを審議します。
****委員におかれましては、退室をお願いします。

(****委員 退室)

議長 それでは申請番号 1 番について審議します。
担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。
申請番号 1 番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は埋蔵文化財試掘調査のため、敷地内に 48 か所の溝を掘りますが、残土は表面成型し、土砂が流出しないように対処します。雨水は敷地内で集水し、自然浸透するため周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議長 特に無いようですので、議案第 3 号のうち申請番号 1 番についてを採決します。
本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、付すべき意見をなしと決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 3 号のうち申請番号 1 番は意見なしとして、愛知県知事に送付することに、決定いたしました。
****委員は入室してください。

(****委員 入室)

議長 引き続きまして、申請番号 2 番について担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く整地のみです。汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内で自然浸透するため、周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 次に、申請番号 3 番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く、整地のみです。汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内で自然浸透するため、周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 次に、申請番号 4 番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は盛土及び切土をしますが、周囲に擁壁を施し土砂が流出しないように対処します。雨水は敷地内で集水後既設道路側溝に接続し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、既設側溝に接続するため、周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 次に、申請番号 5 番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成なく整地のみで、周囲にはコンクリートブロックを積み、土砂が流出しないように対処します。雨水は敷地内で集水後、合併浄化槽で処理をした汚水・雑排水と共に北側道路側溝へ接続するため周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 特に無いようですので、議案第 3 号のうち申請番号 2 番から 5 番までの 4 件について採決します。

本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、付すべき意見をなしと決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。よって、議案第 3 号のうち申請番号 2 番から 5 番までは、意見なしとして愛知県知事に送付することに、決定いたしました。

次に、日程第 9、議案第 4 号『農用地利用集積等 促進計画の公告について一括契約』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 27 ページをご覧ください。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。

本議案に関しましては、「農用地利用集積等促進計画」に基づき利用権を設定するものです。

議案書 27 ページの申請番号 7587 番から 34 ページの 7600 番までに記載の 14 件です。5 月 1 日開始の申請案件となっております。

いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。

- 事務局 なお、今回の議案のうち申請番号 7587 番から 33 ページの 7598 番までが地域計画の目標地図の区域内にあるのもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。
また、32 ページの申請番号 7597 番のうち、吉田町東端の 4 筆と 33 ページの申請番号 7599 番と 34 ページの申請番号 7600 番につきましては目標地図の区域外にあるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 ただいまの説明について、ご質問ご意見等はございませんか。
(なし)
- 議長 特に無いようですので、議案第 4 号について採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議長 全員賛成です。
よって、議案第 4 号は、意見なしで回答することに決定いたします。
次に、日程第 10、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画の公告について 機構・受け手間契約』を上程します。
なお、私が議事参与に該当する申請があり、大府市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項に基づき、一部について、鈴木副会長に議長の職務を代理することにししたいと思います。
一部の申請について副会長に議長を代理することにご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 ありがとうございます。
それでは事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書 35 ページをご覧ください。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 機構・受け手間契約」をご説明いたします。
本議案に関しましては、利用権が設定されている農地で耕作者が変更となることに対し、貸借権が移転することを告示するもので、内容の変更についてご審議いただくものです。大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。
議案書 35 ページから 36 ページまでに記載の 4 件です。本議案は、備考欄にある前借人が当該農地においてこれまで耕作をしていましたが、令和 8 月 5 月 1 日以降、新たな受け人に貸借権が移転され、継続してその農地を耕作していくこととなります。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。
本議案の申請には、地域計画における話合いの結果を繁栄し、農地の集積・集約が図られた申請を含んでおります。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 議事参与に関する案件がございますので、順に採決を行います。
始めに、私が議事参与に該当する申請についてを審議しますので、鈴木広子副会長に議長を交代し、議事進行をお願いします。
(久野一弘委員 退室)
議長交代
- 議長代理 久野会長から議長を代わり、引続き 議案 5 号の議事を進めます。

議案第5号のうち、****委員に関する申請番号6631番と6632番についてを審議します。
本申請について、ご質問ご意見等はございませんか。

(なし)

議長代理 特に無いようですので、議案第5号のうち申請番号6631番と6632番についてを採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長代理 全員賛成です。
よって、議案第5号のうち申請番号6631番と6632番について、原案のとおり意見なしで、大府市に回答することに決定いたしました。

次に、****委員が議事参与に該当する案件を審議しますので、****委員は、退室をお願いします。

(****委員 退室)

議長代理 それでは、****委員が該当する36ページの申請番号6756番についてを審議します。

本申請について、ご質問ご意見等はございませんか。

(なし)

議長代理 特に無いようですので、議案第5号のうち6756番についてを採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長代理 全員賛成です。
よって、議案第5号のうち6756番については、原案のとおり、大府市に意見なしで回答することに決定いたしました。

以上で議長を久野会長に交代します。
久野委員と****委員は入室してください。

(久野一弘委員、****委員 入室)

議長交代

議長 鈴木副会長に代わり改めて議長を務めます。

次に、申請番号7366番について、ご質問ご意見等はございませんか。

(なし)

議長 特に無いようですので、議案第5号のうち申請番号7366番についてを採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。
よって、議案第5号のうち申請番号7366番については、原案のとおり意見なしとして大府市に回答することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第6号『農業振興地域の整備に関する法律 施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について農振農用地利用計画変更』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 37 ページをご覧ください。議案第 6 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について農振農用地利用計画変更」をご説明いたします。
本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見を求められているものです。

37 ページから 39 ページまでの 8 件の申請がありました。詳細につきましては、先の全員協議会で説明したとおりで、農用地周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に替えることが困難な案件となります。なお、本議案に関しましては、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、担当地区委員から意見をいただきたいと思えます。
申請番号 1 番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の申出地は、登記・現況地目とも農地以外のため、農地法の許可は要しませんが、農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議長 次に申請番号 2 番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号 2 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 2 種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありませぬ。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議長 次に申請番号 3 番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号 3 番の申出地は登記・現況地目とも農地以外のため、農地法の許可は要しませんが、農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議長 次に申請番号 4 番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号 4 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 3 種農地です。当該地は水管、ガス管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で、おおむね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設がある区域にある農地であることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありませぬ。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議長 次に申請番号 5 番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号5番の申出地の農振除外後の農地区分は第1種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

(なし)

議長 次に申請番号6番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号6番の申出地の農振除外後の農地区分は第2種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

(なし)

議長 次に申請番号7番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号7番の申出地の農振除外後の農地区分は第1種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

(なし)

議長 次に申請番号8番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号8番の申出地の農振除外後の農地区分は第3種農地です。当該地は国道23号北崎インターチェンジ出入口より概ね300m以内の区域にある農地であることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

(なし)

議長 特にないようですので、議案第6号を採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。
よって、議案第6号は原案のとおり、大府市に対し意見なしとして回答することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第7号『基盤強化法第19条第6項の規定による農業委員会の意見について(地域計画変更)』を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 40 ページをご覧ください。議案第 7 号「基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画変更）」をご説明いたします。参考資料として、別紙「大府市地域計画」変更案及び、「大府地域地域計画の変更について」をご覧ください。本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているものです。本議案は地域計画策定後に、農振地域内で地域計画の目標地図に位置づけられた農地が転用される際には、その目標地図から対象農地を除外する必要があるため、その手続きにおいて、農業委員会の意見を求めるものとなっています。なお、委員会に諮る前には、事前に地域での話し合いを必要とするため、地区協議会にて担当委員にご説明とご意見を伺うことで地域の話し合いとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、別冊「大府地域 地域計画の変更案」をご覧ください。今回の対象農地は、4 件 5 筆が対象で、次ページ以降に各対象農地が明記してあります。先ほどの議案第 5 号の農振農用地利用計画変更のうち、2 番、4 番、5 番、6 番及び 7 番が同一案件となっています。なお、対象農地については、過日の地区協議会において現地を確認していただき、地区担当委員に説明とご意見を伺い、地域の話し合いを行ったことをご報告させていただきます。次に、別冊「大府市地域計画 変更案」をご覧ください。今回の対象農地の除外によって変更となる箇所が下線で表記されておりますのでご参考にしていただきたいと思います。以上、対象農地について目標地図から除外することに関してご意見をいただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご質問ご意見等はございませんか。

(なし)

議長 特にないようですので、議案第 7 号を採決します。原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 7 号は、原案のとおり大府市に対し意見なしで回答することに決定いたしました。

次に、日程第 13、議案第 8 号『大府市 農業経営改善計画認定要領第 5 条 第 2 項の規定による意見について農業経営改善計画』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 41 ページをご覧ください。議案第 8 号「大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について 農業経営改善計画」をご説明いたします。別冊「農業経営改善計画意見聴取について（依頼）」をご覧ください。

本議案に関しましては、認定農業者の新規認定及び 5 年に 1 回の更新における農業経営改善計画を認定することに際し、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼がなされるものです。

別冊の右肩議案第8号別冊「農業改善計画の意見聴取について」の2ページ「農業経営改善計画認定申請書」をご覧ください。2ページから22ページまでの7件の申請があり、すべてが更新で今後5年間の計画に対し意見を求められております。7件の申請者は、これまでの実績もあり、今後の農業経営に関しましては、営農活動を始め、経営規模、生産方式、経営管理、従事態様及び経営改善においてそれぞれ目標をもって、引続き継続して計画的に営農を行っていくこととなっております。なお、大府市と愛知県が申請者と面会し、各項目について確認をしております。いずれも認定することに支障がないものと判断されております。簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご質問ご意見等はございませんか。

(なし)

議長 特にないようですので、議案第8号を採決します。
本議案について意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。
よって、議案第8号は、委員会の意見なしで大府市に回答することに決定いたしました。

最後に、日程第14、議案第9号『青年等就農計画の意見聴取について』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書42ページをご覧ください。議案第9号「大府市青年等就農計画の意見聴取について 青年等就農計画」をご説明いたします。資料は先ほどの別冊資料の23ページ「青年等就農計画の意見聴取について（依頼）」をご覧ください。

18歳以上50歳未満の方で、認定新規就農者として新たに農業経営を行うに当たり、就農計画の認定を受けるもので、計画の認定にあたり大府市長から本委員会に対し意見が求められているものです。2名から申請がありました。

始めに、別冊資料24ページをご覧ください。申請者は48歳の新規就農予定者で、自然・有機栽培を基本に露地野菜を生産する計画となっております。現在は市内で27aの農地を借りて耕作をしていますが、70aまで拡張することを目標としています。

次に、31ページをご覧ください。申請者は35歳の新規就農予定者で、路地果樹としてイチジクを今後新たに生産する計画となっております。13aの農地から自己所有地を含め23aに拡張することを目標としています。34ページをご覧ください。申請者はこれまで、東浦町で研修を受けています。

なお、大府市と愛知県が申請者と面会し、事業支援などのアドバイスや各項目について確認をしております。いずれも認定することに支障がないものと判断されております。

簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問ご意見等はございませんか。

(なし)

議長 特にないようですので、議案第9号を採決します。
本議案について意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。
よって、議案第9号は、委員会の意見なしで大府市に回答することに決定いたしました。

以上を持ちまして、本日の議事は全すべ終了いたしました。
これを持ちまして、第727回大府市農業委員会総会を閉会します。

※議事参与に該当する委員については個人情報保護の観点から名称を省略しています。

以上